

4 新たな世界遺産登録をはじめとする京都の歴史的・文化的資産の保存・継承・活用

(文化庁)

歴史都市・京都には、世界遺産「古都京都の文化財」(平成6年12月に登録)を構成する17件の社寺・城のうち14件が所在していますが、この他にも、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化資産や美しい景観が存在しています。

京都市では、これらの価値を国内外に発信するとともに、未来に引き継ぐため、これまでから、世界遺産の追加登録に向けた調査・検討に取り組んでいます。

さらに、京都には、その歴史や魅力が十分に知られず維持・継承が危ぶまれている建物や庭園、長い歴史の中で種々の手法を凝らして引き継がれてきた無形文化財などが数多く存在します。

これら有形・無形の文化遺産についても、確実に未来に引き継ぐため、本市独自に保存・継承・活用等の充実に取り組んでおり、平成25年10月には「京都をつなぐ無形文化遺産」として「京の食文化」を選定しました。

先般、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産への記載勧告を受けたことを契機として、歴史的・文化的資産の世界に向けた発信や、保存・継承・活用の取組を更に発展させるために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- 1 京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援
 - (1) 「和食」の保護継承のための「高等教育機関」の設置支援など、「和食」の無形文化遺産登録を契機とした振興策の充実
 - (2) 「日本遺産」の対象資産の拡大
 - (3) 「世界遺産暫定一覧表」の登録拡大
- 2 建物・庭園に対する相続税、固定資産税の税制優遇措置の創設など、文化財に匹敵する価値を有する有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用策の充実

所管の省庁課：文化庁(文化財部記念物課、参事官、伝統文化課)

京都市の担当課：文化市民局 文化財保護課長 川妻聖枝 TEL 075-366-1498

産業観光局 観光M I C E推進室 担当部長 九鬼令和 TEL 075-222-4130

京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援

- 京都には、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する17件の社寺・城の他にも、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化資産が存在

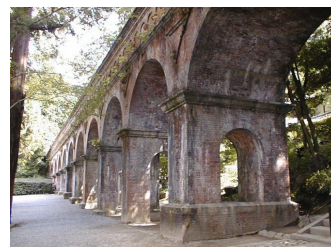
文化財の宝庫

- ・ 国宝
207件（全国比19.1%）
- ・ 重要文化財
1,846件（全国比14.3%）

※京都市内の件数

琵琶湖疏水

- ・ 明治23年完成
- ・ 今もなお、京都に琵琶湖の水を供給
- ・ 岡崎地域の別邸群とともに文化的景観を構成



京都が誇る歴史的、伝統的な景観や文化、文化財を世界に発信するとともに、保存・継承・活用していくために、京都における新たな世界遺産の登録に向けた支援を！

有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用策の充実

<京都市独自の取組>

市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募によりリスト化

平成25年10月現在で144件を選定。選定リストのうち特に価値が高いと評価された27件を認定



本制度で認定された湯川秀樹旧宅

“京都をつなぐ無形文化遺産”制度

「京の食文化」や「花街の文化」、「地蔵盆」などをはじめとする京都の特徴的な無形文化遺産を“京都をつなぐ無形文化遺産”として選定することで、その価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、将来に引き継いでいこうという市民的機運を醸成

平成25年10月、和食の原点とも言える京料理や京都の家庭のおかず（おばんざい）をはじめとする「京の食文化」を選定

第2号として、「花街の文化」の選定を予定



「京の食文化」を第1号として選定

日本の伝統的、歴史的な文化や景観を将来に引き継いでいくためにも、文化財に匹敵する価値を有する有形・無形の文化遺産の保存・継承・活用策の充実が必要！

- 建物・庭園に対する相続税や固定資産税の税制優遇措置制度の創設 など